

指定校変更の基準

下記の基準は、通学の経路・方法を明確にし、通学上の安全については、保護者が確保する条件とする。

許可事由		許可期限	添付書類
①	心身の障害や疾病により就学校への就学が困難な場合	理由が消滅するまで (年度毎の更新)	医師の診断書等健康状態が確認できるもの
②	住宅新築、改修等で1年以内に転居予定の場合	理由が消滅するまで (年度毎の更新)	住宅購入契約書等
③	保護者の勤務事情により親族宅、施設、事業所等自宅以外から通学する場合(預け先の地区の指定校に限る)	理由が消滅するまで (年度毎の更新)	預かる者の承諾書、保護者の勤務証明書等
④	学校内の対人関係等の事情で、精神的に過重な負担があると認められる場合	理由が消滅するまで (年度毎の更新)	学校長の意見書
⑤	中学校の部活動において、指定校に希望する部活動がない場合(翌年度、中学校に就学予定の児童に限る)	卒業まで	指定校変更希望届、部活動見学希望願
⑥	学年中途の転居による場合(引き続き転居前の在 schools に就学を希望する場合)	転居日以降直近の学期末又は学年末までただし、小学6年生、中学3年生については卒業まで	
⑦	①及び④の理由により変更が認められた兄弟姉妹である場合	理由が消滅するまで (年度毎の更新)	
⑧	その他教育委員会が特に必要と認める場合	理由が消滅するまで (年度毎の更新)	学校長の意見書その他必要な書類